

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

規則	1
----	---

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則(一・建築住宅課)

平成十七年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定試験機関が別に定める場合にあつては、その定めるところによる。

第十四条第二項中「法第十五条の第十七項の規定に基づき知事が指定する者(以下「及び」といふ。)」を削る。

第十五条の見出しを「(受験の申込み)」に改め、同条中「を受けよう」を「(指定試験機関が行うものを除く。)(指定試験機関がその実施に関する事務を行う)二級建築士試験又は木造建築士試験にあつては、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関)」を削り、同条第二号中「(指定試験機関がその実施に関する事務を行う)二級建築士試験又は木造建築士試験にあつては、指定試験機関の定める様式)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、

指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に当該試験の受験の申込みを行わなければならない。

第十七条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第十号中「印」を

「氏名 建築士事務所」を

の登録年月日 年 月 日 (印) 「私印」「私印」を印する

氏	登	氏	登	氏	登	氏	登
管	理	管	理	管	理	管	理
建	築	建	築	建	築	建	築
士	士	士	士	士	士	士	士
所	所	所	所	所	所	所	所
属	属	属	属	属	属	属	属
建	築	建	築	建	築	建	築
士	士	士	士	士	士	士	士
登	登	登	登	登	登	登	登

印	登録名	12木	登録名	12木
印	登録名	12木	登録名	12木
印	登録名	12木	登録名	12木
印	登録名	12木	登録名	12木

